

別表第3（第14条関係）

種類	個別事業名	単位数	1 単位の単価
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	地域支援事業実施要綱で定める単位数及び次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）の所定単位数 (1) 1 週に 1 回程度の場合 1, 176 単位 (2) 1 週に 2 回程度の場合 2, 349 単位 (3) 1 週に 2 回を超える程度の場合 3, 727 単位 イ 1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）の所定単位数 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位 (2) 生活援助が中心である場合 ① 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 179 単位 ② 所要時間 45 分以上の場合 220 単位 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位 ウ 初回加算 200 単位（1 月につき） エ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1 月につき） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1 月につき） オ 口腔連携強化加算 50 単位（1 月に 1 回限り） カ 介護職員等処遇改善加算 (ア) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式	10 円に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号。以下「単価告示」という。）に定める伊万里市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。

		による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の１０００分の２４５に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の１０００分の２２４に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１８２に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１４５に相当する単位数 (イ) 令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（カの加算を算定しているものを除く。）が利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	
--	--	---	--

		アからオまでにより算定した単位数の１０００分の２２１に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の２０８に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の２００に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１８７に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１８４に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１５８に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１４２に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１３９に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	
--	--	---	--

		アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１２１に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１１８に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) アからオまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数 注１ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注２ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間、訪問型サービス（第１号訪問事業）に定める業務継続計画未策定減算は適用しない。 注３ 指定相当訪問型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（当該事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は当該事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、	
--	--	---	--

		指定相当訪問型サービス（以下「当該サービス」という。）を行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、当該サービスを行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する当該事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、当該サービスを行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。 注4 特別地域加算を算定する場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算する。 注5 小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算する。 注6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。	
	訪問型サービスA （緩和型サービス）	次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）の所定単位数 (1) 1週に1回程度の場合 941単位 (2) 1週に2回程度の場合 1,879単位 (3) 1週に2回を超える程度の場合 2,982単位	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。

		イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）の所定単位数 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 230単位 (2) 生活援助が中心である場合 ① 所要時間20分以上45分未満の場合 143単位 ② 所要時間45分以上の場合 176単位 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 130単位 ウ 初回加算 160単位（1月につき） エ 介護職員等処遇改善加算 （ア）別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからウまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからウまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	
--	--	--	--

		アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１８２に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１４５に相当する単位数 (イ) 令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（エの加算を算定しているものを除く。）が利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の２２１に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の２０８に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の２００に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１８７に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	
--	--	---	--

		アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１８４に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１５８に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１４２に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１３９に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１２１に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１１８に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) アからウまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数 注１ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１	
--	--	--	--

		00分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、訪問型サービス（第1号訪問事業）に定める業務継続計画未策定減算は適用しない。 注3 指定相当訪問型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービス（以下「当該サービス」という。）を行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、当該サービスを行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する当該事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、当該サー	
--	--	--	--

		ビスを行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。	
	訪問型サービスB（地域支援合い事業訪問型サービス）	別に市長が定める	
	訪問型サービスD（地域支援合い事業移動型サービス）	別に市長が定める	
通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス	地域支援事業実施要綱で定める単位数及び次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 1,798単位 (2) 事業対象者、要支援2（週2回程度） 3,621単位 イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1（1月の中で全部で4回まで） 436単位 (2) 事業対象者、要支援2（1月の中で全部で8回まで） 447単位 ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき） エ 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき） オ 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき） カ 栄養改善加算 200単位（1月につき） キ 口腔機能向上加算	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

		(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150単位 (1月につき) (2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160単位 (1月につき) ク 一体的サービス提供加算 480単位 (1月につき) ケ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ① 事業対象者、要支援1・2 (週1 回程度) 88単位 (1月につき) ② 事業対象者、要支援2 (週2回 程度) 176単位 (1月につき) (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ① 事業対象者、要支援1・2 (週1 回程度) 72単位 (1月につき) ② 事業対象者、要支援2 (週2回 程度) 144単位 (1月につき) (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ① 事業対象者、要支援1・2 (週1 回程度) 24単位 (1月につき) ② 事業対象者、要支援2 (週2回 程度) 48単位 (1月につき) コ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (1月につき) (2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位 (1月につき) サ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位 (1回につき) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位 (1回につき) シ 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき)	
--	--	---	--

		ス 介護職員等処遇改善加算 (ア) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからシまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからシまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからシまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからシまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 (イ) 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（スの加算を算定しているものを除く。）が利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次	
--	--	--	--

		に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) アからシまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) アからシまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) アからシまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) アからシまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) アからシまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) アからシまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) アからシまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) アからシまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) アからシまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	
--	--	---	--

		アからシまでにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) アからシまでにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) アからシまでにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) アからシまでにより算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) アからシまでにより算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数 注１ 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。 注２ 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定の単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。 注３ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算する。 注４ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算する。 注５ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に１００分の５を相当する単位を加算する。 注６ 指定相当通所型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）と同一建物に居住する者又は当該事業所と同	
--	--	---	--

		一建物から当該事業所に通う者に対し、当該指定相当通所型サービスを行った場合は次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。 (1) ア(1)を算定している場合(1月につき) 376単位 (2) ア(2)を算定している場合(1月につき) 752単位 (3) イを算定している場合(1回につき) 94単位 注7 利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(ア(1)を算定している場合は1月につき376単位を、ア(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし注6を算定している場合は、この限りではない。	
	通所型サービスA (緩和型サービス)	次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,438単位 (2) 事業対象者、要支援2(週2回程度) 2,897単位 イ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1 (1月の中で全部で4回まで)	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

		349単位 (2) 事業対象者、要支援2 (1月の中で全部で8回まで) 358単位 ウ 介護職員等処遇改善加算 (ア) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからイまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからイまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからイまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからイまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 (イ) 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービ	
--	--	--	--

		ス事業所（ウの加算を算定しているものを除く。）が利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) アからイまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) アからイまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) アからイまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) アからイまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) アからイまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) アからイまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) アからイまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) アからイまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	
--	--	---	--

		アからイまでにより算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) アからイまでにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) アからイまでにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) アからイまでにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) アからイまでにより算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) アからイまでにより算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数 注１ 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。 注２ 従業者数が基準に満たない場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。 注３ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算する。 注４ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算する。 注５ 指定相当通所型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）と同一建物に居住する者又は当該事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対	
--	--	--	--

		し、当該指定相当通所型サービスを行った場合は次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。 (1) ア(1)を算定している場合(1月につき) 376単位 (2) ア(2)を算定している場合(1月につき) 752単位 (3) イを算定している場合(1回につき) 94単位 注6 アについて、利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(ア(1)を算定している場合は1月につき376単位を、ア(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし注5を算定している場合は、この限りではない。	
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント事業	地域支援事業実施要綱で定める単位数	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。